

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(2)

目次

訓令

○富山県職員表彰規程の一部を改正する訓令

1

訓令

富山県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県訓令第2号

本 庁
出先機関

富山県職員表彰規程の一部を改正する訓令

富山県職員表彰規程（昭和45年富山県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(人 事 課)

